

---

令和4年 6 月 宇美町議会定例会会議録（第4日）

令和4年6月10日（金曜日）

---

提出された案件は次のとおり

日程第1 一般質問

日程第2 閉会中の所管事務調査について

---

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 閉会中の所管事務調査について

---

出席議員（11名）

1 番 小林 孝昭	2 番 安川 禎幸
3 番 高橋 紳章	4 番 丸山 康夫
5 番 平野 龍彦	6 番 安川 繁典
7 番 入江 政行	8 番 黒川 悟
9 番 鳴海 圭矢	11 番 藤木 泰
12 番 古賀ひろ子	

---

欠席議員（1名）

10 番 白水 英至

---

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 太田 美和

書記 中山 直子

書記 五所 万典

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	安川 茂伸	副町長	……………	原田 和幸
副町長	……………	一木 孝敏	教育長	……………	佐々木壮一朗
総務課長	……………	工藤 正人	危機管理課長	……………	安川 忠行
財政課長	……………	中西 敏光	まちづくり課長	……………	太田 一男

税務課長	……………	松田 博幸	会計課長	……………	瓦田 浩一
住民課長	……………	八島 勝行	健康福祉課長	……………	尾上 靖子
環境農林課長	……………	久我 政克	管財課長	……………	矢野 量久
都市整備課長	……………	藤木 義和	上下水道課長	……………	前田 友博
学校教育課長	……………	川畑 廣典	社会教育課長	……………	佐伯 剛美
こどもみらい課長	………	飯西 美咲			

---

10時00分開議

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。おはようございます。着席願います。

お手元に本日の議事日程第4号をお配りしていますので、御確認を願います。

○議長（古賀ひろ子） 改めまして、おはようございます。

本日の会議を開きます。

欠席届が10番、白水議員から出ておりますので、御報告いたします。

なお、本日、本会議終了後、14時から議会改革調査特別委員会、16時から全員協議会を開催する予定であります。本日の会議時間は、宇美町議会会議規則第9条により午後4時までとなっておりますが、同規則第9条第2項により、本日の議題が終了するまで延長したいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

---

**日程第1. 一般質問**

○議長（古賀ひろ子） 日程第1、一般質問に入ります。

通告順に従って質問をお願いします。

通告番号5番。8番、黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 皆さん、おはようございます。8番、黒川悟です。よろしく願いいたします。

コロナ禍、コロナ制限も解除される中、ロシアのウクライナ侵攻はまだまだ終息が見えません。その影響もあり、円安、原油高、物価高騰で我々の生活も影響が出てまいりました。そして、厳しさを増す安保法案環境の中、我が国の社会の平和と安定を願ひまして質問に入らせていただきます。

それでは、1つ目の質問です。

町道早見～障子岳線の今後の安全対策について、通告どおりに質問してまいりますのでよろし

くお願い申し上げます。

当町も2005年をピークに人口減少に転じ、今後も引き続き減少傾向が懸念される中、一方で開発が進み、新築住宅やアパートも建ち、世帯数が増えている地域もあり、うれしいことではありますが、その反面、交通量の増加で渋滞する交差点も多々見受けられ、また、抜け道となる狭い路地や危険な交差点も多く、中には通学路も存在します。今後、交通量が増加傾向にある中、危険な道路や交差点の再点検を行い、必要な安全対策を取ることが不可欠だと思っております。

そこで、今回は障子岳・宇美東自治会地域を横断している町道早見～障子岳線の安全対策について、地元の意見や要望の状況を踏まえ、どのように町が受け止めているのかを質問してまいります。

近年、特に住宅開発が進み、世帯の増加も見込まれる障子岳・宇美東自治会地域は、運送会社や企業も存在し、大型車の交通量や一本松へのレジャー車両も増加しているのが現状です。従来の道路状況とは異なり、今後危険度が増すことが想定されます。

そこで、まず最初の質問ですが、この地域において当町が危険だと認識している道路、交差点はどのくらいあるのか、答弁を求めます。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） それでは、都市整備課のほうからお答えをさせていただきます。

まず、この早見～障子岳線につきまして、当町が危険と認識しているというところでございますけれども、やはり交通弱者の目線に立った場合に、どこを頼りにするかと申しますと、やはり小学生、もしくは中学校の通学路マップで出しておりますけれども、通学路マップにおきまして、小中学校の通学路マップですけれども、こちらで危険だというところで注意喚起をしている箇所でございますけれども、1か所目は県道筑紫野古賀線の少し手前、サヤ橋がございますけれども、このサヤ橋の付近で宇美川の左岸側から出てくる歩道というか、車が通れないところがありますけれども、そこと仲山川の左岸側に出てくる道がございます。まず、ここの交差点が1か所。

それから2か所目は、信号機が設置されておりますけれども、県道飯塚大野城線と町道早見～障子岳が交差しております交差点。

それから、3か所目につきましては、飛嶽団地から下りてくる交差点、変形五差路になっている交差点が危険だということで、今通学路マップでは示されております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 私も同じような認識を持っていますが、今現在、朝、自治会の皆様によって交差点での子どもたちの見守りや安全誘導のおかげで、特に子どもたちが安全に事故なく通学できていることを大変ありがたく思っております。本来は、車両は交差点で安全確認をしながら通行して、横断歩道ではスピードを落とし、また歩行者がいる場合は必ず一旦停止をする

ことが原則であるにもかかわらず、やっぱり止まらない危険なドライバーも見受けられます。

そこで、地域から危険な道路、交差点の改善要望の状況、今、町の認識はお聞きしましたが、今度も、今度は地域からのそういう要望がどのようになっているのか、お聞きします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 先ほど申しました3か所の交差点についての自治会からの要望でございますけれども、この要望につきましては、やはり議員がおっしゃるとおり、飛嶽団地から下りてきました変則五差路、こちらについては従前から交差点の要望が上がっているところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 分かりました。

もう本題に入りますけれども、やっぱり飛嶽団地入口、近年では本当に住宅の建設も進み、世帯の増加も見込まれます。今、実際に造成してあるところが三十何か所、また三十何世帯増えるということもありますし、宇美東の交差点の下のほうにも造成今やっているところがあります。必ず道路状況が、交通量が増えてくるということで、また予測されます。そして、また通学路でもあるという交差点、ここの交差点は本当に危険であり、信号は必須であると考えますが、町の対応として、この交差点に対しての対応をどのように考えますか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） おっしゃるとおり、こちらの交差点につきましては、信号の設置が望ましいと思われれます。

過去の経緯から考えますと、過去の経緯を少し御紹介させていただきますけれども、平成10年から地元校区の区長会さん、区長会のほうから交差点に信号機の設置をということで要望が上がっているようでございます。

それで、幾度となく粕屋警察署及び福岡県警とも協議を重ねておりますけれども、こちらの交差点につきましては、変則五差路ということと、通常交差点というのは信号機の設置基準がございますけれども、その設置基準を満たしていないというところが課題となっております、なかなか信号機の設置が実現できてないとなっております。

そこで、やはりこの交差点については危険だという認識がございまして、幾度となく交差点の改良を進めております。まず、御紹介をさせていただきますと、平成19年に警察と協議を経まして、交差点の一部を視認性をよくするために交差点の改良を少しやっている状況でございます。

それから、通学路の合同対策会議の中でも御指摘を受けている状況でございまして、要望が上がっている箇所でございますので、平成30年の3月——平成29年度になりますけれども、平成の30年の3月に要望対応のために路面標示を実施いたしております。それから、令和2年に

ついても交差点周辺に減速マークを設置いたしております。

やはり、ここでネックになってくるのが、交差点の設置指針というのが警察庁から出ておりますので、そういった指針に合致しないところがございます。やはり、その中で一番大きなのは、交差点の改良というところで、十字を取るということになりますと、かなり大きな改良になってきますので、その改良を伴う場合は、やはり民地等もございまして、なかなか協力を得られないと改良ができないという状況になっておること、信号機の設置に至っていないというのが実情でございます。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 交差点付近では、安全対策をしっかりしてやるのは分かります。当然、信号がないだけでありまして。

実は私、平成29年の12月議会で1回、設置について質問をしたことがありまして、その当時はやっぱり今、課長言われたとおり、信号機設置の条件が整わなくて、現状では設置が難しいという回答でした。

しかしながら、私自身、今でもこの交差点は大変危険であると思っております。現在も、自治会の方々の見守りのおかげで歩行者の安全確保ができていますが、明らかに以前とは交通量も異なり、飛岳団地入口に信号設置することで地域住民の安心、安全につながります。

設置に対しては、いろんな問題があるでしょう。土地の問題、費用の問題、いろんな問題があると思います。かなりハードルも高いと承知しておりますが、どのような方向かで、何らかの形で安全対策、信号の設置ができないか、その設置できる方法というのを考えていただきたいんですが、いかがでしょうか。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） 過去の交差点、おっしゃるように信号機の設置というのが一番いい形であろうとは思っております。過去にも、信号機とは言わず、押しボタン式の信号機の設置を県警と協議をした経緯があるようでございます。

もう1つ考えられるのは、点滅信号はどうかというようなところも考えられますけれども、そういうものについて再度また県警とも相談することは、当課としてはやっていくべきだろうというふうには思っております。

過去にも、平成29年にも一度やっておる状況でございますので、年が替わりまして4年たっておりますので、そういったものについてはまた県警に、また粕屋警察署を通じて御相談はしたいというふうには思っております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 前向きな答弁をいただきました。ありがとうございました。

次に、町道早見～障子岳線の、先ほども出ました県道60号線と交わった宇美東の交差点です。現在、町道方向は半感応信号になっております。朝夕になると障子岳側から来る右折車で乗用車や大型トラック、バスなどの多くの車両が右折をする際になかなか進まず、渋滞になっているのが現状であります。また、柳原保育園前を抜け道としてスピードを出して抜ける車も見受けられます。

右折車がスムーズに進むよう、車線が1つ増えればいいんでしょうけど、それもなかなか多分難しいと思いますんで、障子岳方向からの信号を朝夕だけでも時差式の信号に変更できないか。当然、警察署に対し町から求めていくことになるのだと思いますが、見解をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木課長。

○都市整備課長（藤木義和） こちらの交差点につきましては、私も住んでおまして、私も生活道路として使っておるところで重々承知しております。確かに、朝夕につきましては、上から、障子岳方向から宇美方面に向かう道路というのは、路線バスも通っている関係上、右折する場合にはやはり路線バスが安全確認を行うというような状況であると、やはり1台、2台しか流れないという状況も承知しております。

こちらの交差点につきましては、現状の道路幅員では右折レーンというのは設けることは非常に不可能であるという認識をしておりますので、この時差式信号の設置については、粕屋警察署と協議を行っていくことも考えられるというふうに認識をしております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 当然、右折する車が、特にバス等が右折する場合は、もう1台通ったらもうほかの車は全然通れない。夕方は、どうかしたら飛嶽団地の上のほうまでずらっと渋滞してつながっているという、それが今現状です。

ぜひ、警察のほうと協議していただいて、時間的な、朝夕だけの時差でもいいですからできるようにお願いしたいと思います。

それから、飛嶽団地の入口の信号も設置できるように、何らかの形でスピーディーな安全対策をと申し上げまして、1つ目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 続けてどうぞ。黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 次に、ヤングケアラー支援の強化と題しまして質問してまいります。

当町でも高齢化と人口減少が進む中、未来を担っていく子どもたちは町の宝であり、大事な存在であります。町長のビジョンにもあるように、子どもを安心して産み育てることができ、新しい時代に対応した教育を受けることができるまちづくりを進めていくとあります。

そういった中、最近では報道でよく取り上げられることもありますヤングケアラー——重い負担を背負い、人知れず孤立する子どもがいるという実態が明らかとなりました。ヤングケアラー

とは、日常的に家族の介護や世話を担う18歳以下の子どものことを指します。家族に病気や障がいのある人がいることも多く、ヤングケアラーはまだ知られていないのが現状です。まずは、社会的認知度を高めることが重要だと思っております。

今後、学校現場や町などがヤングケアラーを掌握し、適切な支援や生活改善までつなげる体制整備や学校、福祉現場の人材育成、当事者、支援者らの活動を速やかに適切な支援につなげるべきであります。

これについては、国の支援とともに各自治体での実態調査や福祉、介護、教育など関係機関への研修など、具体的な取組を前に進める必要があると考えます。

ヤングケアラーについて、国の調査では小学校6年生の6.5%が世話をしている家族がいると回答、中には、平日一日に7時間以上、7.1%を世話に費やす児童もいます。学業や健康の影響に加え、孤立が懸念されます。

政府は、昨年4月に中学生と高校生、今年は4月に小学生を対象に、いずれも初めて実施した実態調査の結果を公表しました。町は、高校生については把握できないと思っておりますけれども、参考までに伝えたいと思います。昨年4月に公表されたのは、全国公立中学校に通う2年生、解答者5,558人や全日制高校生7,407人らを対象に、2020年12月から2021年2月にかけて調査をいたしました。

インターネット調査によると、「世話をする家族がいる」と答えた割合は、中学生が5.7%で、約17人に1人、高校生では4.1%で、約24人に1人だった。「世話をする家族がいる」と答えた生徒のうち、「頻度がほぼ毎日」と答えたのは、中学生で45.1%、高校生で47.6%に上りました。平日一日を世話に費やす時間は、中学が平均4時間、高校生で平均3.8時間、その上で7時間以上との回答がそれぞれ1割ありました。世話をする家族の内訳を複数回で聞いたところ、「兄弟」が、中学生で61.8%、高校生で44.3%と最も多く、また世話をする家族がいる中学生の6割以上は、相談ができなかった。

今年1月には、全国小学校6年生を対象に郵送などで調査を実施し9,759人の回答を求め、4月に発表しました。小学6年生では、世話をする家族がいるのは631人で、約15人に1人に相当する6.5%でありました。家族の内訳は、複数回の解答で、「兄弟」が最多で、平日一日に世話に費やす時間は、「1時間から2時間未満」が27.4%と最も多いが、7.1%が「7時間以上」でありました。世話をする家族がいる児童は、いない児童よりも欠席、遅刻、早退すると答えた割合が高く、また世話をする児童の半数以上が、「特にきつさは感じていない」と回答。家族の世話による制約も、6割以上が「特にない」と答えている。

この点について厚生労働省は、支援を受ける必要性を自覚していない児童も一定程度いると見ている。家族にどのような世話をしているか聞いたところ、「見守り」が40.4%で最も多く、

「家事」が35.2%で続いた。これは、複数回数の結果であるため独りで様々な世話を担っていることも考えられます。

そこで、まず最初の質問ですが、当町のヤングケアラーの実態と認識をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） こどもみらい課より回答させていただきます。

ヤングケアラーの実態と認識についてということなのですが、当町には、現在、ヤングケアラーに特化した支援体制はございません。しかしながら、こどもみらい課にて設置しております要保護児童対策地域協議会にて、何らかの支援が必要な子育て世帯として、関係機関と情報を共有し適切なサービスにつなげるなどの支援をしているところでございます。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） なかなか、今からヤングケアラーの対策も進んでくるんじゃないかなとは思っていますが、このヤングケアラーに関する実態調査と前後して政府は支援策の強化に乗り出し、2020年度から3年間を集中取組期間と決めました。4月に成立した22年度予算や、昨年12月成立の21年度補正予算に関連費用が盛り込まれています。柱の1つは、ヤングケアラーに関する認知度の向上。

中高生を対象にした実態調査では、8割以上が「ヤングケアラーという言葉聞いたことがない」と回答、国民の一般の認知度の低いとみられており、政府は集中期間に積極的な広報を行い、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、認知度5割を目指し、自治体に対する支援も行うということにしているみたいです。

具体的には、ヤングケアラーに関する自治体単位の実態調査や関係機関の職員研修に対して国が財政支援をする。加えて、自治体と関係機関、支援団体をつなぐヤングケアラーコーディネーターの配置や当事者同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの運営もサポート、このほか、ヤングケアラーの訪問支援事業も行う。

さらに、厚生労働省は、5月14日、学校や自治体などが連携するためのマニュアルを公表した。主体となる期間や部署を定め、コーディネーターを配置することを提言。ヤングケアラーの早期発見に向け、問題への理解を深めることも重要だとしている。

厚労省は、4月に公表した小学校の調査結果によると、ヤングケアラーと思われる児童を「外部の支援につないでいない」、「学校内で対応している」と答えた学校が42.7%に上った。その理由として、「対応の仕方が分からない」などの回答があったために、マニュアルでは関係機関による連携改善の必要性を指摘しています。

また、担当者が多いと全体方向がぶれる恐れがあり、素早い情報共有も難しくなることから、



支援計画を立てて役割分担を明確にすべきと強調。子どもに自覚がない例もあり、本人や家族の考えを尊重しながらサポートや、行政だけでなく地域全体で見守ることも求めた。

文部科学省や厚労省は、ヤングケアラーについて、日々のケアに多くの時間や労力を割くため、学業不振や不登校などの深刻な問題に発展しているケースがあると見ている。幼い頃からそうした状態に置かれていることが多く、当事者自ら相談したり助けを求めることは少ないとされている。

政府は、学校などで助けを求めることの大切さを周知していく方向だ。また、家族のために献身する行為自体は尊く、否定すべきものではないが、これが原因で自分の将来に希望が持てず苦しむようなことがあってはならない。

そこで、ヤングケアラーの支援の強化へ国が自治体に積極的に財政支援をすると聞いておりますが、現在の進捗、当然今の最初の答弁を聞いたらないと思いますけど、答弁をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 実は、今、議員おっしゃったように、支援体制というのが、国での令和4年度の新規事業としてヤングケアラー実態調査研究推進事業という形で、都道府県、市町村に財政支援を行うこととするというようなことを明示されました。しかしながら、現時点において国県からの詳細が示されておりません。

先日、県にも問い合わせたのですが、県自体が「今からです」というような回答もいただいておりますので、対策によっては福岡県下で行った方がいいもの、また各市町村で行った方がいいもの、いろいろあろうかと思っておりますので、またこのメニューが示された後に調査、検討を行ってまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） まだ国県からの詳細がないということで、分かりました。

また、今後そういう部分でいろんな国県から下りてきたときに配置がされると思いますが、福祉や医療、介護など適切な支援をつなぎ——支援機関へのつなぎを行う専門職としてヤングケアラーコーディネーターや児童生徒の様子を日常的に見守るスクールソーシャルワーカーなどの配置というのが重要になってくると思うんですけども、今、現状をお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 今、スクールソーシャルワーカーというお話でしたので、学校教育課のほうから回答させていただきます。

現在、スクールソーシャルワーカーは、町で1名の方をお願いをしており、一日およそ6時間で、年間96日の活動時間をお願いしております。このスクールソーシャルワーカーには、昼夜を問わず様々な事案に対応いただき、教職員、児童生徒への学校生活に関する支援、それから保

護者に対する生活全般への支援を行っていただいております。

また、毎年度、対象や支援内容が変わってきますし、事案によっては長い間フォローが必要なケースもありますので、関わり方はそれぞれ様々ですが、何より対象者との信頼関係を築いていくということが大変重要なところになると思っております。

なお、増員等につきましては、現在のスクールソーシャルワーカーが、予算上、対応時間を超えての対応もできることから、まずは対応時間を増やして行っていきたいと思っておりますし、実際にこの数年、対応時間を増やして対応に当たっていただいているというような現状になっております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） 今後、ヤングケアラーの、実際に国から県からいろんな支援が下りてきたときには、やはりスクールソーシャルワーカーとか、ヤングケアラーコーディネーターなどの配置の充実が求められてくると思っておりますので、そのときはぜひ進んでやっていただきたいと思っております。

ヤングケアラーが担う家族の介護や世話は、お手伝いの枠を超えて家族にとって欠かすことのできない大切な役割となっております。

しかし、子どもはケアのために時間や労力を取られてしまい、その状態が長時間に及ぶと、学習や発達、生活との両立や進路選択などにも支障が出るのが指摘されています。さらに、ヤングケアラーは、子どもであるために自身の悩みを外部の公的機関に相談することが難しいことや、相談を受ける支援者のヤングケアラーの認識もまだ発展途上であることから問題が表面化しにくい傾向にあります。

ヤングケアラーの支援の必要性について意識を高め、表面化しづらいヤングケアラーを発見、把握し、必要な支援につなぐ仕組みを考えていくことが求められると思っておりますが、当町としての今後の支援策と取組をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○子どもみらい課長（飯西美咲） ヤングケアラーの支援につきましては、町といたしましてもサポートは当然ながら必要だと考えております。

先ほど申しました要保護児童対策地域協議会をはじめ、学校教育課など関係機関と連携し、また令和5年1月に設置する子ども家庭総合支援拠点を活用しながら支援体制を強化していくとともに、子どもだけではなく大人にもこのヤングケアラーの存在を多くの方に知っていただき、児童生徒の小さなSOSに気づくことができるように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） ぜひ、よろしくをお願いします。

ヤングケアラーの実態把握や支援に早期から取り組んでいるイギリスは、ヤングケアラーが必要としていることとして、次の4つを上げています。

まず1つ目が、子どもでいること。子どもとして当たり前で過ごせるための環境が必要です。

2つ目、聞いてもらい、意見を取り入れてもらうこと。それまで出てこなかったようなケアの状況や悩みが子どもからぼろっと出てくることがあります。その際、ケアをすることを否定せず、認めてあげる。その上でどうしたいのかを聞き、助けを求めたり、頼ってもよいことを伝える。

3つ目、話せる人がいること。家族の具合が悪く、自分が世話をしている人が自分自身の将来が不安でどうすればよいのか分からないという悩みを子どもは発信することができません。お手伝いして偉いねだけでなく、それじゃ大変じゃないという気遣いをする、発信できる人がいることが子どもの自身のケアにつながります。

4つ目、専門職に知ってもらい、理解してもらおうこと。家族に病気や障がいのある人、要介護などがある場合は、各種サービスなどを適切な支援につなげていけるよう行政や医療、介護、福祉などの関係機関による支援が必要です。家族をサポートする家庭の一員として子どもを尊重すると同時に、過度な負担を抱える子どもを支えてあげることもつながります。

以前は、地域の家庭同士でお互いに心配し合い、支え合いながら暮らしを営んでいく地域がありました。その中では家族をケアする子どもは、家族思いの感心な子どもとして大切にされたかもしれません。しかし、核家族や独り親が増え、世帯の孤立化が問題となっている現在、隣同士のつながりも以前と比べると希薄になっています。

そのような中でのヤングケアラーは、頼る人もなく、相談する相手もなく、家族を支えていく責任だけ負わされることは少なくありません。そのように子どもが声を上げられない中、周囲の大人はどう気づいてあげられるか。子どもとその家族を守るため、具体的に検討を進めるために行政の支援が必要不可欠であると思いますが、見解をお願いします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 先ほどからも申し上げておりますように、やはり子どもたちの発信する力、それに耳を傾けたりする体制をつくるのが一番だと考えておりますので、その方向に向かって頑張っていきたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 黒川議員。

○議員（8番 黒川 悟） このような子どもたちに寄り添い、支援していくためには、ヤングケアラーに関心を持つこと、周りの子どもへの気づき、今日は元気かいとか何か困ってないかななどの声をかけることも大切なことだと思います。その気づきや声かけが、悩み、苦しみからも家族のために頑張っている子どもへの支援の第一歩に必ずなると思います。

国民に教育を受ける義務を課す国には、教育を補償する義務があります。子どもの声を地域で

受け止め、寄り添い、SDGs——持続可能な開発目標、17の目標にもあるように、全ての人に健康と福祉を、質の高い教育をみんなにとあります。誰一人も取り残さない、社会の実現を我々地域の大人と、また行政、関係機関が連携してヤングケアラーに対し支援につなげていきたいと申し上げ、質問を終わります。

○議長（古賀ひろ子） 8番、黒川議員の一般質問を終結します。

.....

○議長（古賀ひろ子） 通告番号6番。2番、安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） 2番、安川禎幸です。今回は、子どもや親子が安心して遊べる場所について質問させていただきます。

今、先ほど黒川議員もおっしゃっていましたが、朝テレビをつけますと、ウクライナ紛争のニュースが毎日流れてまいりますけど、その中でニュースを聞いていましたら、ジョン・レノンのイマジンという曲がありますけれども、この曲をジョン・レノンの息子さんがユーチューブで発信していると。これが今、全世界で聞かれているというふうになっているようです。このイマジンというのは、昔の曲なんですけど、目をつぶって想像してください。戦争もない、人種差別もない、平和な世の中を想像してくださいというふうな曲なんですけど。

想像するというのは、非常に大事な事かなと思うところです。私たちがまちづくりを考えるとき、20年先の宇美町がどうなっているのか。また、どんな町にしたいのかというのを想像して考える必要があるのかなというふうに思っているところです。一日も早く紛争が終結することを願うものです。

それでは、質問に移ります。

私事ですが、私は3月まで地元の自治会の副会長をしておりました。その中で、苦情がたくさん来るわけですが、町道で子どもが遊んでいるという苦情が数多く寄せられておりました。その都度、回覧板を回したり、公園で遊ばせてください、町内の公園の紹介とか地図までつけて説明したりとか、あるいは直接お話をしたりとかしてきたんですけど、その際に話を聞いてみますと、特に就学前の子どもさんをお持ちの保護者、よちよち歩きの子どものさんとかが後ろにあり、駐車場があるような公園があったらいいですねとよく言われておりました。

話を聞きますと、そういう方々は、例えば志免町のシーメイトであるとか、最近、志免の交番のところの交差点の横にあります中の坪公園、あるいは福岡空港の近くの東平尾公園とか大井中央公園、大野城の公園とか、町外の公園まで行っていらっしゃる方もおられるようです。また、そういった場所が宇美町にあったらいいなという声をよく聞くところでございます。

令和2年3月に策定しました宇美町子ども・子育て支援事業計画うみっ子未来プラン、この策定の折に実施しましたアンケート調査によりますと、今後充実を図ってほしい子育ての支援施策

を尋ねましたところ、子どもや親子が安心して遊べる場所をつくってほしいという意見が一番多く寄せられていたところでございます。

まず、このうみっ子未来プランの趣旨、それからアンケートの結果、あるいは基本目標等の内容についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） うみっ子未来プラン、このような計画なんですけども、うみっ子未来プランとは、子ども・子育て支援法に基づき策定した宇美町子ども・子育て支援事業計画です。令和2年3月に策定いたしました。質の高い幼児教育、保育事業を過不足なく提供するとともに、各種子育て支援事業を一層促進させることを目標とした内容となっております。

アンケートの結果ということですが、このうみっ子未来プラン策定のため、平成31年3月に就学前児童の保護者1,000名、小学生児童の保護者750名、高校生世代400名の子どもを住民基本台帳より無作為抽出により、宇美町在住の全ての中学2年生350名にアンケート調査を実施いたしました。

就学前児童、小学生児童の保護者に対する調査項目の中で充実を図ってほしい子育て支援について調査を行った結果、どちらとも「子どもや親子が安心して集まり、遊べる場所をつくってほしい」の割合が最も高かったです。未就学児の保護者は59.8%、約60%、小学生児童の保護者48.5%、約50%がそういう回答になっておりました。

引き続きまして、うみっ子未来プランの基本目標ですが、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画における基本計画を3つ掲げております。

1つ目は、安心して子どもを産み育てられる環境づくり。2つ目は、子どもの健やかな成長を支える環境づくり。3つ目は、子どもと子育て家庭を見守り支える地域づくりとなっております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。

安心して子どもが遊べる場所については、総合計画策定の際のアンケートやワークショップ、ハピネスにあります子育て支援センターゆうゆうの利用者アンケートでも同様の結果となっており、非常に住民ニーズが高いという結果となっております。

続きまして、現在の町内の公園の状況についてお尋ねします。

公園といえば、まず都市公園というものがありませんけれども、都市公園というのはどういったものか。それから、町内の設置状況についてお尋ねします。

○議長（古賀ひろ子） 藤木都市整備課長。

○都市整備課長（藤木義和） 回答をさせていただきます。

都市公園とはということで、法令的な回答になってしまいますけれども、都市公園とは、都市

公園法第2条第1項第1号に規定されております公園になります。都市計画施設である公園または緑地、地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地が都市公園となります。

宇美町の都市公園の設置状況でございますけれども、宇美町の中に宇美町都市公園条例に記載されております第2条に定めております公園は、52か所でございます。また、同条の第3で住民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準値を定めておりまして、1人当たりが10平米となっております。

現在の宇美町の都市公園の全体面積が110万9,506平米となっております。令和4年4月30日の現在の人口の3万7,134人で除した1人当たりの公園の敷地面積は29.9平米となることから、1人当たりの面積要件は十分満たした状況となっております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。宇美町内、やはり公園はたくさんあると私も感じているところでございます。

次に、児童遊園、都市公園の次に行くのは、児童遊園についてお尋ねします。

児童福祉法に規定される児童遊園というものがありますが、それはどういったものか。また、現在の町内の状況、また今後の設置についてはどうかというお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 飯西課長。

○こどもみらい課長（飯西美咲） 児童遊園について回答いたします。

児童遊園とは、児童福祉法第40条に規定される児童厚生施設の1つで、児童の健康増進や情緒を豊かにすることを目的とし、児童に安全かつ健全な遊びを提供する屋外型の施設です。また、広場、遊具、トイレ等が設置され、児童の遊びを指導する者、児童厚生員が子どもの指導に当たることとなっております。

宇美町では、過去8か所設置されておりましたが、平成28年に県より児童遊園に関する通達があり、宇美町の児童遊園が法律上の要件を満たしてなかったため、平成29年3月に全ての児童遊園の廃止届を提出し、現在宇美町には法的にいう児童遊園はございません。今後の児童遊園ということでございますが、全国的に見てもこの児童遊園というのは、現在設置がほとんど行われていないようです。今後、安心して遊べる場所につきましては、ニーズも高いことから調査研究したいと考えております。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。なかなか公園、新しい公園を一から造るといことは、場所の問題、それから建設費用の面から考えても非常にハードルが高いのではないかなと考えるところです。

そこで、1つ目の提案ですが、まずは既存の施設を活用できないかと考えております。例えば、先ほど出てまいりました志免町の中の坪公園、あの大的の交差点の交番のところですけども、ここを見ても、交番横に芝生の広場が広がっておりまして、就学前の小さな子どもさんを連れられた親子でにぎわっております。宇美町からも行かれていますようでございます。

町内の施設でいえば、一例を挙げますと、今、うちの近所で言いますと、まずは南町民センターの裏側の芝生広場がございます。現在は、地元の方がグラウンドゴルフをされていたりとか、少年サッカーや野球、ソフトボールに利用されていたり、あるいは幼稚園、保育園の運動会も実施されております。ほかにも、町内には林崎運動公園の芝生広場や総合スポーツ公園など芝生がある広場がございます。ほかにもあると思いますけれども、これらの広場、まずは使用されています地元の方々や社会体育で利用されている団体さんもおられますから、そちらに配慮しながら、利用がないときに子どもたちに開放したり、あるいは子育て団体さん等の協力を仰ぎまして定期的にイベントを開催したりして、子どもの遊び場として活用できないかと考えておりますが、こういったことが考えられないか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 佐伯社会教育課長。

○社会教育課長（佐伯剛美） 失礼いたします。御意見にあります南町民センターの芝生広場、また総合スポーツ公園の芝生のサッカー場とかの管理を社会教育課のほうで行っております。

この今の施設に関しましては、社会教育施設として町の条例の規定により施設の利用許可と施設の使用料の徴収等を行っている状況でございます。しかし、当該施設を含めて原課が管理する天然芝生を有する施設に関しましては、既に緑のグラウンド開放事業として教育委員会が指定する土曜日、各施設年間35日程度でございますが、学校の部活動を含む町内の子どもたちに対して無料で施設を開放しているというような事業を10年ほど前からもう既に行っております。

この事業の趣旨といたしましては、町内の子どもたちに緑豊かな芝生グラウンドで楽しく安全にスポーツに親しむ環境を提供することにより、スポーツの振興と青少年の健全育成を目的としているというわけでございますので、今議員が御提案されます子どもの遊べる場所として社会教育の施設を解放することに関しましては、当該趣旨を鑑みましても、あながち不可能なことではないと存じます。

しかしながら、これには、あらかじめ使用する曜日であったり、時間であったり、こういったものをきちんと決めた上で、先ほど申し上げました緑のグラウンド開放事業的な制度設計が必要になるかと存じます。

また、議員もおっしゃられておりましたが、現在、既に施設を利用されている定期利用団体の方々、また地域の方々に関しましても、御意見を賜りながら、今後丁寧に調査研究を行ってまいりたいと思うところでございます。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） どうも前向きな回答をありがとうございます。

まず、やれるところからやるというところで、計画的に既存の施設の活用から始めるところからお願いしたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

今回の質問の表題ですけれども、子どもや親子が遊べる場所というふうに表現しておりますが、あえて公園という言葉は今回は使っておりません。

例えば、志免のシーメイトになかよしパークという遊具の設置してある施設がありますけれども、ここはシーメイト自体が福祉、子育て、あるいは療育などの複合施設でありますけれども、シーメイトの附帯設備という位置づけになっているようです。

また、先ほど話に出てきました志免町の大的の交差点、何回も出てきますけど中の坪公園、もともとここは町立の保育園がありまして、ここを民営化する際に保育所の場所を移転したために、その空いたスペースに交番、消費者センターと併せて整備を行い、公園化したものというふうになっております。

それから、先日、三潁郡大木町にあります道の駅おおきというところに行ってきました。ここでウクライナ支援のチャリティのイベントがあったんですけれども、それを見に行ったところ、広い道の駅の中に、まず屋根付きのイベントのスペース、ステージとか客席とかがあって、あとキッチンカーの駐車スペースとかあるんですけれども、その中央部に子どもたちが遊べるような芝生広場、遊具が設置してあるような広場もございます。各所、いろんな考え方が地方で、公園に限らず子どもの遊び場を造られておるようでございます。

そして、もう1つの提案というところですけども、今現在、町政が大きな変わり目の時期を迎えているというふうに思います。町長、副町長をはじめ、執行部が新しくなりまして、また今後のまちづくりの根幹となります第7次の総合計画の策定が進んでおります。一方で、公共施設再配置計画の見直しも同時に行われております。

安川町長が5つのビジョンに掲げられております、子どもたちを安心して産み育てることができ、教育を受けさせることができるまちづくりを実現するために、そのランドマークになるような施設、その中には先ほどの子どもや親子が安心して集まり、遊べる場所、あるいは児童館などを設置してはどうかというふうに考えるところです。

また、新しい施設をいきなり造るというよりは、今見直しが進んでおります公共施設再配置計画の中で、今後公共施設の統廃合あるいは複合化がなされると思います。

また、町内には、ちょっと考えつくところでは昭和の森とか四王寺県民の森、あるいは宇美公園、光正寺の古墳等の、何かこういいなというふうな優良なコンテンツがたくさんあるのかなというふうにも思うところです。



そういったものの活用も含めて、ぜひ検討いただけたらと思う次第です。これは、すぐに実現するものではないというふうに思いますので、特に答弁は要りませんが、住民の方々も期待しておりますので、ぜひ今後のまちづくりに取り入れていただきたいと思う次第です。どうかよろしくお願いいたします。

最後に、5月に実施されました全員協議会の中で、第2期総合戦略の評価、検証、令和2年度と3年度の報告がなされております。この中で、現在の宇美町の状況ということで、総人口は微減、微増を繰り返しているが、転入転出による社会的人口は増加している。特に年少者の人口が増えており、現在の転入超過は、子育て世帯の異動の結果と見られ、子育て環境や住環境において一定の評価が得られているのではないかと。また、合計特殊出生率、これは15歳から49歳までの女性が出生する子どもの数ですけど、以前は低うございましたが、この2か年においては国県の平均を大きく上回っているというふうな結果がでているところです。

こういうこともあって、徐々に若い世代の人口流入が進んでいるという状況になってきているのかなというふうに思うところです。

やはりこれは、今までの町の施策が徐々に功を奏してきた結果ではないかなと。そこには、やはり職員の方が頑張ったりとか、子育て団体さん等の支援、そして何よりも住民の方々の理解と協力があったことと思っております。また、保育所の待機児童がゼロになった。

財政的に言いますと、基金が20億円を超えまして財政調整基金繰入金の健全化も着実になされている。せんだって報告がありましたが、町内の学校の学力も向上していると。このように、新安川町政に追い風が今吹いてきているのではないかというふうに感じておるところでございます。

この中で町長、将来の宇美町、どのような町を目指しているのか、どのようなビジョンを描いているのか、夢を語っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（古賀ひろ子） 安川町長。

○町長（安川茂伸） ジョン・レノンのイマジン、私もとても大好きな歌でございます。それと、3月議会でもロシアに対するウクライナの軍事侵攻に対しまして抗議声明を私の名前で出したところでございます。まず、これ以上罪のない市民の尊い命が奪われることのないようロシア軍の早期撤退と平和的解決に向けた外交努力を強く求める。また、ここで再度申し上げたいというふうに思っております。

御紹介いただきました私の5つのビジョンの中に、宇美町の宝である子どもを安心して産み育てることができ、新しい時代に対応した教育を受けることができるまちづくりを進めますというものをお上げております。安産、育児の守護神である宇美八幡宮があるわけでございますが、そういう意味におきましても、宇美町は古くから子どもを大切にする文化が根づいているのではない

かというふうに思っております。

言い換えますと、宇美町が子育て支援に力を入れないでどうするんだというぐらいの気持ちを持っておるところでございます。現在も、「子育てするなら宇美町で」を合い言葉に様々な子育て支援であるとか、教育活動を展開しておりますが、私は子育て支援が充実すればするほど町も元気になる、活性化していくんではないかというふうに考えておるところでございます。今後は、それを実証すべくさらなる努力を続けたいというふうに思っているところでございます。

先ほど来、御提案をいただいております議員の言葉を借りますと、子どもが遊べる公園ということでございますが、私も高校生の子どもがおるわけですが、最初に議員がおっしゃいましたシーメイトとか東平尾公園、大野城の憩いの森公園、全部連れて行きました。昭和の森や四王寺県民の森にも連れて行ったわけでございますけども、シーメイトのなかよしパークに行ったとき、宇美町の親御さんも親子で来られてて——来られてたことを覚えております。また、昭和の森の猫石のキャンプ場の裏にアスレチックがあるんですけど、ここにも連れて行きました。当時は、木が生い茂って、私は男性ですけども、非常に怖いというか、アスレチック、これ連れて来れんというふうに思っていました。私が連れて来れないということは、女性は特に行けない。女性と子供では行けないだろうなというふうなことを感じております。親や大人、他人の目が届く公園ということが非常に大切ではないかというふうに思っております。

また、緑のグラウンド開放事業等を展開しておるわけですが、これはやっぱり組織立ったグループが使っております。そこに割って入って一般の遊びに来られた方が使うというのはなかなかできません。

そういう意味におきまして、御提案の公園、子どもが遊べる広場というのは、いつ行っても遊べないと意味がないのではないのかなと。予約していくような場所でもないというふうにご考えているところでございます。

子育てをする中で親子が安心して自然と触れ合いながら遊べる環境を整えるということは、私は非常に大切であるし重要であるし、やっていきたいというふうに思っております。現在、具体的にどこにどういうものを造るとかいうことをこの場で申し上げるような材料は持っておりませんが、大体役場は、これまで検討しますと言って大体検討しないんです。ですけども、やはり調査して研究して、何らかの回答を出したいと。

先ほど来、アンケート調査をやって、その結果でもやはりそういう子どもの遊べる広場のニーズが高いと。それは、私も子育ての時代に実感しましたし、皆さんの意見と乖離するものではありませんので、まさに調査、研究をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 安川議員。

○議員（2番 安川禎幸） ありがとうございます。丁寧な答弁をありがとうございます。

冒頭話しましたイマジンの話じゃないですけども、先日、高速道路のインターの新聞記事を見まして、私もちょっと想像してみたんですけども、20年後の宇美町、高速で太宰府インターを過ぎたら、次に宇美インターというのがあって、そこを下りたら「産み育てる町」という大きな看板が出ていて、下りたところに道の駅宇美とかいう大きな施設があって、そこにランドマーク的な施設あるいは子どもの遊び場が広がってとか、そういうふうなちょっと妄想じゃないですけど、想像したところです。

その頃には、私たちはもう鬼籍に入っているんじゃないかなと思いますけど、安川町長、まだお若いので、あと5期20年ぐらいはお願いしたいなと思っておるところです。また、そういうふうな町を実現するのを心から願っておりますし、私たち議会も、議会と執行部が車の両輪ですので、ぜひ町長のビジョンが実現するように協力していきたいというふうに思います。

これで、私の一般質問を終了します。本日は御清聴ありがとうございました。

○議長（古賀ひろ子） 2番、安川議員の一般質問を終結いたします。

.....

○議長（古賀ひろ子） ただいまから11時15分まで休憩に入ります。

11時03分休憩

.....

11時15分再開

○議長（古賀ひろ子） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

通告番号7番。9番、鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 9番、日本共産党の鳴海圭矢です。早速、一般質問に移りたいと思います。

2月のロシアのウクライナ侵攻から、はや3か月以上がたちました。その影響が我が国にも及んでおります。この戦争を止めるものは何か、やはり平和を求める国際的な連帯、世論ではないかと思えます。

いろいろな思想・信条の違いを乗り越えて、とにかくロシアの武力侵攻を一日も早く止めるんだと、この1点で様々な立場の人の連帯を求めていくこと、これが今一番求められているのではないかというふうに考えるものです。一日も早いロシアの武力侵攻をやめることを改めて訴えます。

さて、このロシアの問題だけではなく、長引くコロナ禍、円安、こういった様々な影響で、今あらゆる物価が上昇しております。日銀の黒田総裁が、家計の値上げ、許容度が高まってきていると発言して、世論の反発に遭い、この発言を撤回いたしました。これは、全く国民生活の実態

を捉えていない発言であります。

4月の家計調査では、2人以上の世帯における名目消費支出は、前年同月に比べますと、1.2%の増加でした。ところが実質消費支出は、1.7%減少しています。これはどういうことかと言うと、実質消費支出とは物価変動を除いた消費支出のことであり、購入量を減らして生活を切り詰めても物価高騰のために支出額がむしろ増えているということを示しております。

特に、この食料の値上がりが顕著でありまして、総務省の消費者物価指数によりますと、4月に前年と比べた物価指数の上昇が目立つのがタマネギ、98.2%と2倍近くになっております。ほかにも、マグロが17.2%上昇、リンゴは35.9%、ハンバーガーは6.7%と、これはほんの一例で、まだまだ値上げの傾向が続くということで行政の対応が急務ではないかと思われま

す。

また、報道などによりますと、原材料価格の高騰に伴い、学校給食の仕入れ値は前年より1割ほど上昇しているということで、各学校などでは栄養バランスや量を保ちつつ、仕入れや献立を工夫しているが、努力も限界に達しており、給食費値上げの動きが各地で広がっているということでもあります。

そういった中、福岡県が給食費の値上げを抑制するために、前年度と今年度の材料費の差額分を学校や保育園などに補助し、保護者の負担を軽減しようと、こういう考えを示しました。期間が、本年度1年間を想定しており、県は6月の県議会定例会に提案すると、予算を計上するということでもあります。これが、対象が県が所管する県立学校、そして私立の小中学校や幼稚園、保育園などと、大変残念な話ではありますが、市町村立は対象外、宇美町は対象外というふうになるかと思われませんが、これが全国的に給食費の値上げに踏み切る自治体が増える中、この福岡県、宇美町どうなっていくのかということで、当町におけるこの学校給食費の負担が大きくなる可能性、あるのかどうか、まずそのことについて質問していきたいと思

○議長（古賀ひろ子） 川畑学校教育課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 給食費の関係ですけれども、議員おっしゃるように、確かにここ数年ですけれども、食材費の高騰により学校給食においてもその影響があるというのが正直なところでもあります。

これまで、栄養士を中心に学校給食運営検討委員会などで協議を行い、献立を工夫したり、値上げを踏みとどまっておりましたけれども、この食材費の高騰を受け、宇美町では令和4年度——今年です、今年度から1食当たり20円の学校給食の値上げを行ったところでございます。

また、近隣の町においても、去年、それから、おとしにおいて食材費の高騰を理由に給食費の値上げというのが行われているというのが実情であります。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 1食当たり20円の値上げが行われているということで、さきの6月定例議会の補正予算の中で、給食費負担の軽減事業、予算計上されました。これは、大変画期的な事業ですばらしいことだと思われます。私も補正予算、賛成いたしました。惜しむらくは、これが期間が限定されているということで、この物価高騰が収まればいいんですけど、先ほどの黒田総裁の発言を見ていまして、物価上昇をさせてもいいから異次元の金融緩和を続けてほしいと、何かそういう期待をさせるような発言、受け止めができますので、今後も物価高騰の傾向が続くのではないかというふうに思います。

そこで、せっかくこうやって軽減事業に取り組むわけですから、これはもう期間を限定せず、恒久的に学校給食費の無償化に踏み切ってはどうかというふうに思うわけですね。義務教育については、憲法26条2項において、これは無償というふうに定めてあります。ならば、給食費も無償にするべきではないかと思うわけなんです。

学校給食法では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とすることとし、それ以外の学校給食に要する経費、これ学校給食費と言います、以下、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすることとしております。

しかし、学校給食費の負担の軽減について、文部科学省は、義務教育諸学校の設置者の判断により、学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担の軽減を図ることは可能であるという見解を示しております。

今、全国の自治体の中で、学校給食の負担、学校給食の無償化の実施については、1,740自治体のうち、76自治体が小学校、中学校とも学校給食の無償化を実施しており、424自治体が学校給食の一部無償化、一部補助を実施しているという調査結果が明らかになっております。

学校給食を受ける児童または生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の要請に応じ、学校給食費無償化を実施する自治体がある一方で、人件費や高騰する材料費などを理由に懸念する自治体においては、こういった無償化を実施されたいという現状はあるものの、例えば2017年以降の動きで行きますと、群馬県では17年度の8から14、山梨では2から11と無償化を行う自治体が大きく増えていると、こういう調査も報告されております。

全国で無償化の動きが広まっていることは確実ではないかと思えます。ぜひ、当町もこの流れに乗って、学校給食の無償化を実行する自治体の1つとして加わるべきではないかと思えますが、この学校給食費の無償化にどのように捉えているかということについて質問をしたいと思います。

併せて、もしこの学校給食費を無償化とした場合、予算はどれぐらいかかるのか、その点についても質問します。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 御質問の給食費の無償化についてです。

まず、御質問の冒頭にありました憲法のお話になりますけれども、憲法第26条第2項においては、議員言われましたように、義務教育はこれを無償とするというふうにされております。ただ、この無償とするといういわゆる範囲が一体どこなのかということで調べましたら、昭和39年2月26日、最高裁の判例としまして授業料不徴収の意味と解するのが相当である、いわゆる、ここで言うこの義務教育を無償とするというのは授業料のことだというような解釈がされておるところです。

また、学校給食法のお話もされてありましたが、第11条においては、学校給食の施設及び設備、並びに運営に関する経費の一部は学校設置者の負担とされておりますけれども、第2項においては、それ以外の経費は保護者負担とされておるということで、ここで言う、それ以外という経費について、食材費、今いただいています食材費がこの中に入るというような解釈で、無償とすべきとは考えていないということであります。ただし、無償としてはいけないとか、そういう考えではございません。

それから、具体的なお話として、現在保護者から徴収している費用については、食材費として給食費1回当たり280円いただいております。今年度については、これが年間183回の給食となっておりますので、1人当たりが年間5万1,240円、令和4年5月1日現在の児童生徒数が3,314人となっておりますので、これを掛け合わせますと、約1億7,000万円の費用を保護者の負担で賄っているということになりますので、これを例えば無償化となった場合には、少なくともこの食材費で1億7,000万円が毎年町の負担となるというような状況となっております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 学校給食費は、無償の範囲とはならないという判断ですね。しかし、同時に無償化としてはならない、禁じているわけではないのだという解釈もされております。私としては、先ほども申したとおり、文部科学省も保護者の負担の軽減を図ることは可能だということを行っているわけでして、これはぜひ町で無償化の取組を検討していただきたい。

予算については、1億7,000万円、決して少ない額ではございません。しかしながら、やっぱり一度無償化という方針を決めて、予算をどういうふうにしていくのか、ここを考えていくべきじゃないかというふうに思うわけです。

方法は、幾らかあると、幾つか考えられると思います。財政調整基金を使うのか、起債するのか、いろいろそれはいろんな方法が考えられると思います。私のほうからは、この場では、どうすべきということは致しませんけれども、子どもたちの将来という大きな未来にかかってくる問題ですので、これはぜひちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

そこで、学校給食に関連する質問になりますけれども、近年、食物アレルギーを有する子どもが増加傾向にあるというふうに言われております。食物アレルギーのある子どもの割合は年齢とともに減少していき、乳児では5%から10%、幼児では約5%、学童期以降が1.5%から3%と推測されております。この学校給食費とアレルギーの問題、以前から大変重要な問題とみなされてまいりましたけれども、今から10年前——2012年、東京都調布市の小学校で給食後の食物アレルギーにより小学校5年生の女子児童が死亡するという大変痛ましい事故が起きました。これは、当時大変大きな問題となりまして、その後、各地で研修や対応がなされて防止策に取り組むということが行われました。そういったことがなくなったかということ、しかしそういうわけではなくて、最近で言いますと2019年の11月です、滋賀県立の特別支援学校で、乳製品にアレルギーがある児童に誤って乳製品入りのパンを食べさせて児童が緊急搬送されるという、こういう事態も起こっております。

アレルギーに対する問題、慎重に取り組んでいかなければならないなと思いますけれども、そこで当町におけるアレルギーを持つ児童生徒の対応はどうなっているのかということについて質問いたします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） アレルギーについての問題です。これは、議員言われるように、命に直結する問題だということで、うちの担当課においても細心の注意を払って日々対応しているところです。

まず、小学校では、給食調理時にアレルギーに対応した除去食を作って対応しているということと、中学校では弁当給食となっておりますので、個人ごとのアレルギーの内容に応じて、事前にメニューに何のアレルギー食材が入っているかというような情報を保護者に渡すということと、あとは定期的にアレルギーをお持ちの御家庭と面談を行い、個人ごとにそのメニューを食べない、それから除去するといった対応をそれぞれ個別に行っているところです。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 当町においてもアレルギーに対する対応をきっちり行っているということですが、このアレルギーに対する事故で目立つのが、せっかく除去食とか作っているのに、誤って食べさせてしまったと、要するにヒューマンエラーで事故が起こっているというのが目立つようですので、アレルギーに対する認識を高めていくとともにヒューマンエラーの防止にも同時に取り組んでいていただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

この給食の内容について、児童生徒の意見・要望の調査などは行われているのかということで、私は、中学生のお子さんをお持ちのある保護者の方からお聞きしたんですけど、この方は弁当給

食について、お子さんが弁当給食、容器の臭いが食材に移るので、どうも食欲が湧かないんだということをお子さんから聞いたというふうにおっしゃってありました。

また、メニューの内容などについても、いろいろと意見・要望をお持ちのようでしたけども、学校が保護者の意見はよく聞く取組はされている。しかし、実際に食べている中学生の意見を聞く機会とか、そういうのがあまりないんじゃないか。そういった当事者の意見を聞く姿勢が弱いんじゃないかという話をちよろっとされておりましたので、そういった意見・要望、そういった調査、そういった点の取組についてどうなっているのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 給食に対する御意見等のアンケートについてですけども、これも最近なんですけど、去年から、最低でも年に一回、子どもたちには給食の感想に関するアンケートを取っております。これで、例えば好きな食材だったり、どういう状況だったら食材を残すとか、そういった細かなアンケートを取っておるところです。

また、保護者については先ほど議員も言われましたように、御意見を頂いているんですけども、その最たるものとしては、希望者になりますけども、希望者を募って給食試食会を各学校で行って、そのときに保護者からの御意見というのを頂いているというような状況となっております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） ぜひ、実際に給食を食べられている中学生の当事者の意見なんかも幅広く集約するような、そういう取組にもぜひ取り組んでいただければなというふうに思います。

そして、現在中学校では、選択制の弁当給食というふうになっておりますけれども、これは選択制ではない完全給食といいますか、全員給食にするべきだということに私は考えておりますけれども、その点についてはいかがお考えでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（古賀ひろ子） 川畑課長。

○学校教育課長（川畑廣典） 選択制についての御質問です。

これは、先日丸山議員の質問の中でも取り上げてありましたけれども、まずはこの全員給食にするということについての保護者の意見というのを今まで実は聞いたことがありません。なので、今議会が終わりましたら、早速ですがアンケートをうちのほうで取りたいと思っておりますので、そういった保護者等の御意見などを聞いて今後の検討に生かしたいと思っております。

また、お話にもちょっとありましたけど、財政負担の増とか、あとは先ほどのお話にもありましたアレルギーです、こういった対応の問題点もありますので、そういったところも全部含めての検討となるかと思っております。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） アンケートを行うということですので、ぜひ行っていただきたいなと



いうふうに思います。

食育の面からも、なかなか選択制の弁当給食では難しいのではないかとというふうに私も思います。

集団で同じ料理を同じ場所でみんなで食べるということは、大人になるとこういった機会はなかなかない本当に貴重な機会ですので、こういった機会を通じて得られる体験というのも、これもまた私は教育の一環ではないかなというふうに考えております。これは、単なる学校生活の中での楽しい思い出とか、そういう面ではなくて、これもまた私は教育の一環として非常に大事な問題ではないかなというふうに考えておりますので、あとは予算の問題とか様々ないろいろな問題があって実現については難しい面もあろうかと思いますが、ぜひ前向きに検討していただけたらなというふうに思います。

そこで、教育長のほうに、今私のほうから学校給食についていろいろ質問をいたしましたけれども、まとめ的に教育長、どのように受け止められたのか答弁を求めたいと思います。

○議長（古賀ひろ子） 佐々木教育長。

○教育長（佐々木壮一郎） 失礼いたします。先ほど担当課長の答弁と重なる部分があると思いますが、学校給食の無償化について、それと全員給食についてのお答えをさせていただきたいと思っております。

学校給食を無償化にするためには、多額の経費を要することから、これはもう議員も御認識いただいているんじゃないだろうかと思います。本町におきましては、非常に財政上厳しい現状にあるものと考えております。

現在、本町におきましては、安全・安心な給食を安定的に供給していくための協議を町内の栄養教諭、学校や職員を含めた学校給食運営検討委員会というのがあるんですけども、学校給食運営検討委員会で行うのですが、現在の学校給食に関する喫緊の課題、今のところよく出ている喫緊の課題については、これも非常に経費を要する施設設備の整備、それと施設老朽化の対応なんです。

この施設等整備運営に関する経費につきましては、学校設置者負担の公費ということで、当然町のほうが負担していくということになってくると思います。この負担額の大きいことをぜひ御認識いただきたいと思います。と思っております。

やはり、安全・安心な給食を安定的に提供するためには、施設面もハード面も大事だということの御認識をぜひいただきたいと思います。

次に、全員給食についてお答えをいたします。

この全員給食、中学校給食につきましては、先ほど議員も御指摘されましたけども、やはり成長期にある中学生にとって食を学ぶための大切な教育の一環でもあり、原則としては子どもたち全員を対象としているところは先ほどから論議の中に出てきた内容でございます。

しかしながら、家庭弁当が触れ合いや愛情面での情操教育に効果的という観点から、本町では学校給食と家庭弁当の選択制としております。今後、中学校給食につきましては、先ほど課長も申しましたけども、このまま選択制弁当給食を進めるのか否かについては、全員給食の選択肢も含めまして学校給食運営検討委員会での協議や保護者のアンケートを実施してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 鳴海議員。

○議員（9番 鳴海圭矢） 今、教育長からちょっとお考えをお伺いしました。

そうですね、選択制弁当については、確かに弁当作りを通じて親子の絆を育んでいくという面は確かにあると思います。私は否定はいたしません。しかし、そういった御家庭ばかりではなくて、逆に日々の生活の中で弁当作りが負担になる、正直そういう保護者の方もおられるんじゃないかと思えます。いろんな御家庭があるかと思えますので、そういった一方の側だけじゃなくて全体の保護者の意見を幅広く集約するような、アンケートを取られるということですので、そういった幅広い保護者の方の意見、集約する取組をぜひ行っていただきたいということを思います。

確かに、これは全員給食、無償化、いずれも予算の話というのが出てくるわけです。これは確かに予算、大事な話です。しかし予算が厳しいからといって、このまま手を打たずにいたらどうなるのか。今はもう日本全国大変な少子高齢化と言われておまして、私は高齢化は必ずしも悪いことだとは思っておりません。しかし少子化については非常に問題だと思っております。少子化が人口減少によって経済、産業の衰退、停滞を招くのみならず、社会基盤の維持そのものを困難にしていくわけです。

もう今さら言うまでもない話なんですけれども、このままでいくと宇美町の人口、2050年には3万人を割り込んで、2060年には約2万5,000人にまで減少するという推計がなされております。そうなってからではもう遅いので、今のうちにやるべきことを、できることはもうありとあらゆる手段を尽くして、これ少しでも人口減少に歯止めをかけるような、そういう町政を行っていくべきではないかなというふうに思います。そのために、子育ての負担をいかに減らしていくのかということが私は一番求められていると思います。

無償化というのは、町に大きな予算を伴うものになりますけども、しかしこれが実現すれば、宇美町は画期的な支援を行う、こういう町になって、それが人口増につながっていけば、税収のアップにつながり、ひいては町全体の活性化につながっていく、これは子どもへの支援という狭い意味だけではなく、宇美町の将来全体への投資という意味もあるかと思えます。そう言っても、町の財政厳しいというのは重々承知の上です。本来であれば、これは自治体任せにするのではなくて、国がきちんと責任を持つべきだというふうには一方では思うわけなんですけども、しかし、当

町は当町で独自の判断を持って、自治体として、積極的に行動していくべきだというふうを考えております。

子どもたちのために、子育てしやすい宇美町にするためには、町として、自治体としての本気の姿勢というのが今問われているんだということを、そのことを訴えまして私の一般質問を終えたいと思います。

以上です。

○議長（古賀ひろ子） 9番、鳴海議員の一般質問を終結します。

本日の日程第1、一般質問を終わります。

---

### 日程第2. 閉会中の所管事務調査について

○議長（古賀ひろ子） 日程第2、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。会議規則第75条により、各常任委員会から所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査をすることの申出がっております。

お諮りします。各常任委員会からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

各常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

---

○議長（古賀ひろ子） 以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は、全て終了いたしました。

これをもちまして、本6月定例会を閉会することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（古賀ひろ子） 異議なしと認めます。

したがって、令和4年6月宇美町議会定例会を閉会いたします。

○議会事務局長（太田美和） 起立願います。礼。お疲れさまでした。

11時45分閉会

---

本会議の経過を記載して、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年8月29日

議 長 古 賀 ひろ子

副 議 長 藤 木 泰

署名議員 安 川 繁 典

署名議員 平 野 龍 彦